

議案第 3 1 号

協定項目 1 4 使用料・手数料等の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 2 2 日提出

富山地域合併協議会  
会 長 森 雅 志

使用料・手数料等の取扱いについて（その 2）

使用料・手数料等については、別紙のとおり調整する。

使用料・手数料(その2)

種別	現 況							調整方針
	富山市	大沢野町	大山町	八尾町	婦中町	山田村	細入村	
行政財産の目的外使用料 普通財産の貸付料	(土地) 固定資産評価額×5/100 (建物) AとBの合算額 A 土地評価額×5/100 B 建物評価額×7/100  行政財産の5/100を4/100に読み替える。	使用許可書の記載額  評価額×1.5/100又は商工業・観光施策による。	富山県行政財産使用料条例、国有財産特別措置法施行に伴う公有財産使用条例等による。  その都度、財産管理者が定める。	(土地) 時価×5/100 (建物) AとBの合算額 A 土地時価×5/100 B 建物時価×7/100  行政財産の使用料に関する条例を準用	(土地) 時価×5/100 (建物) AとBの合算額 A 土地時価×5/100 B 建物時価×7/100  その都度、財産管理者が定める(行政財産に準じている。)	基準なし	基準なし	行政財産の目的外使用料については、合併時に富山市の例により統合する。普通財産の貸付料については、行政財産と同じ算出方法とする。ただし、既存分については、現行のとおり新市に引き継ぎ、5年を目途に統一する。
火葬場使用料等	13歳以上 10,000円 12歳以下 8,000円 死産 6,000円 産汚物類 3,000円 富山市民は無料 大山町民は市民料金 市外は5割増 (その他) 立山町火葬協力金 1体500円  式場使用料 1回5,000円  会館(1回) 1階ホール(待合室)無料 2階12.6㎡ 1,500円 13.44㎡ 1,500円 44.8㎡ 2,500円 3階31.5㎡ 2,000円 65.28㎡ 3,000円	13歳以上 10,000円 1歳以上13歳未満 6,000円 1歳未満 4,000円 産汚物類 4,200円 住民以外は5割増 生活扶助世帯は5割減免	富山市斎場を使用	婦負斎場を使用 (婦負斎場組合) 12歳以上 10,000円 12歳未満 6,000円 死産 4,000円 身体の一部 4,000円 産汚物類 4,000円 住民以外は10割増 生活扶助世帯は減免	婦負斎場を使用 (婦負斎場組合)	婦負斎場を使用 (婦負斎場組合)	大沢野町斎場を使用	火葬場使用料については、合併時に再編する。 (1)市民料金 12歳以上 10,000円 12歳未満 8,000円 死胎 6,000円 身体の一部 6,000円 市民は無料に減免する。 (2)市外料金 12歳以上 35,000円 12歳未満 21,000円 死胎 14,000円 身体の一部14,000円 ただし、立山町は、市民料金の5割増に減免する。  胞衣産汚物焼却炉使用料については、富山市の例により統合する。  富山市斎場の式場・会館使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
墓地使用料等	市営墓地 ・墓地使用料 1㎡=63,400円 新長岡墓地 3.96㎡=250千円 6㎡ =380千円  ・墓地管理料 なし	町営墓地 ・墓地使用料 5㎡=180千円  ・墓地管理料 年額1,260円 (3箇年分一括前納)	町営墓地 ・墓地使用料 5㎡=175千円 6.5㎡=254千円 (昭和60年分) 6.5㎡=264千円 (平成7年分) 10㎡=430千円  ・墓地管理料 年額2,100円 (5箇年分一括前納)	婦負斎場組合墓地 ・墓地使用料 第1種(4㎡)220千円 第2種(5㎡)280千円 第3種(6㎡)340千円  ・永代管理料 第1種(4㎡)21,000円 第2種(5㎡)26,250円 第3種(6㎡)31,500円	町営墓地及び婦負斎場組合墓地 ・町営墓地使用料 1㎡=60千円  ・町営墓地管理料 年額3,000円	婦負斎場組合墓地	村営墓地なし	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
幼稚園保育料	保育料月額 8,000円	保育料月額 8,000円	保育料月額 8,000円	保育料月額 8,000円	保育料月額 9,000円	幼稚園なし	幼稚園なし	現行のとおり、新市に引き継ぎ、5年で統一料金を設定する。



使用料・手数料（その2）

種別	区 分		単 位	現 況						調整方針		
				富山市	大沢野町	大山町	八尾町	錦中町	山田村		細入村	
河川占用料 (使用料)			1㎡1年につき	200円	該当なし	無料	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に富山市の例により統合する。	
公園占用料 (使用料)	公園施設を設ける場合		1㎡につき1月	90円		臨時売店 1日530円/3.3㎡	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	合併時に富山市の例により統合する。	
	公園施設を貸し付ける場合		1㎡につき1月	100円								
都市公園を占用 する場合	電柱	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円	1本につき 1月50円 (1年600円)	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし		
		第2種電柱		1,600円	1,200円							
		第3種電柱		2,200円	1,600円							
	電話柱	第1種電話柱	1本につき1年	930円	690円							
		第2種電話柱		1,500円	1,100円							
		第3種電話柱		2,100円	1,500円							
	その他の柱類及び支線		1本につき1年	72円	53円							
	地下電線その他地下に設ける線類		長さ1mにつき1年	5円	4円							
	変圧塔、鉄塔その他これらに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,400円	1,100円							
	水道管、下 水道管、ガ ス管その他 これらに類 するもの	外径が0.1m未満のもの	長さ1mにつき1年	48円	36円							口径が0.08m未 満のもの 1mにつき1月20 円(1年240円) 口径が0.08m以 上のもの 1mにつき1月40 円(1年480円)
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの		72円	53円							
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの		95円	71円							
		外径が0.2m以上0.4m未満のもの		190円	140円							
		外径が0.4m以上1m未満のもの		480円	360円							
	外径が1m以上のもの			950円	710円							
水道施設、下水道施設、変電所、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの		1㎡につき1年	1,500円									
展覧会、博覧会、その他これらに類する催しのための仮設工作物		3.3㎡につき1日			20円							
工事用板囲い、足場、詰所、その他の工事用施設又は土石、竹木、かわらその他の工事用材料の置場		1㎡につき1月	440円		3.3㎡につき 1日20円							
業として行う写真の撮影		1人につき1日	400円	1日1件につき	210円							
業として行う映画の撮影		1件につき1日	8,000円	1,050円	1件につき1時間 2,100円							
興行		1件につき1日	8,000円	5,250円	1日50円/3.3㎡							
展示会、撮影会、博覧会その他これらに類する催し		1件につき1日	1,600円	1,050円	1日50円/3.3㎡							
行商、出店その他これらに類する行為		1件につき1日	400円	210円	1日530円/3.3㎡							
募金、署名運動その他これらに類する場合		1件につき1日		210円								